四　被保険者番号（法第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号をいう。以下同じ。）
五　（略）
2　（略）
（負担割合証の交付等）
第二十八条の二　（略）
2・3　（略）
4　要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出し、その再交付を申請しなければならない。また、当該申請書に要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の個人番号を記載しない場合においては、第二号に掲げる書類を提示し、又は第三号に掲げる記録の送信を行い、その再交付を申請しなければならない。
一　次に掲げる事項
イ　（略）
ロ　個人番号又は被保険者番号
ハ　（略）
二・三　（略）
5・6　（略）
（氏名変更の届出）
第二十九条　被保険者証交付済被保険者の氏名に変更があったときは、当該被保険者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。
一・二　（略）
三　被保険者番号
（住所変更の届出）
第三十条　被保険者証交付済被保険者が、市町村の区域内においてその住所を変更したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。
一～三　（略）
四　被保険者番号
五　（略）
（世帯変更の届出）
第三十一条　第二十三条、第二十五条第一項及び前条の場合を除くほか、その属する世帯又はその属する世帯の世帯主に変更があった第一号被保険者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。
一～三　（略）
四　被保険者番号
五　（略）
（資格喪失の届出）
第三十二条　被保険者証交付済被保険者は、被保険者の資格を喪失したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。
一～四　（略）
五　被保険者番号

四　被保険者証の番号
五　（略）
2　（略）
（負担割合証の交付等）
第二十八条の二　（略）
2・3　（略）
4　要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出し、その再交付を申請しなければならない。また、当該申請書に要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の個人番号を記載しない場合においては、第二号に掲げる書類を提示し、又は第三号に掲げる記録の送信を行い、その再交付を申請しなければならない。
一　次に掲げる事項
イ　（略）
ロ　個人番号又は被保険者証の番号
ハ　（略）
二・三　（略）
5・6　（略）
（氏名変更の届出）
第二十九条　被保険者証交付済被保険者の氏名に変更があったときは、当該被保険者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。
一・二　（略）
三　被保険者証の番号
（住所変更の届出）
第三十条　被保険者証交付済被保険者が、市町村の区域内においてその住所を変更したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。
一～三　（略）
四　被保険者証の番号
五　（略）
（世帯変更の届出）
第三十一条　第二十三条、第二十五条第一項及び前条の場合を除くほか、その属する世帯又はその属する世帯の世帯主に変更があった第一号被保険者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。
一～三　（略）
四　被保険者証の番号
五　（略）
（資格喪失の届出）
第三十二条　被保険者証交付済被保険者は、被保険者の資格を喪失したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。
一～四　（略）
五　被保険者証の番号